

保護者の皆様

川崎市立西中原中学校
校長 田中 眞砂美

**地震発生時の生徒の安全確認
及び
大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う学校の臨時休業等の措置について**

■地震発生時の生徒の安全確保について

1. 臨時休業について

川崎市内のいずれかの地域（中原区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一齐に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。）

また、発生した日が休日、休日前（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にします。

また、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業や振替休日等）は、生徒の学校での活動をすべて中止いたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

2. 生徒の下校

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（中原区に限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、安全を確認した上で集団下校を行います。また、学区外から登校している生徒については、学校で周辺の状況を判断して対応します。サポート級の生徒や帰宅が困難な生徒については学校に留め置き、保護者に直接引き渡します。

なお、下校について特別な配慮が必要で、上記以外の方法をご希望の場合は、お子様と合意のうえ、学校管理職までお申し出ください。

■大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う学校の臨時休業等の措置について

1. 臨時休業について

(1) 大規模な風水害により緊急避難場所が開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とします。

・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル4の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、緊急避難場所が開設された場合とします。

・「緊急避難場所」として使用されなかった学校は、臨時休業の対象外とします。

(2) 避難所業務が終了した日が休日、休日前（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。

なお、休日明け平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、部活動等の生徒の活動をすべて中止します。

(3) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合があります。

(4) 上記において、いずれの場合も、メール配信・HP等でお知らせいたします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、副校長または教頭(777-2239)までご連絡ください。